生活困窮者自立支援法について (母子就業・自立支援センターの轍を踏まないために)

赤石千衣子

シングルマザーの母子就業自立支援センターについて

〈基礎データ〉

母子家庭124万世带

父子世帯 22万世帯

母子世帯の平均年収 223万円 平均就労年収 181万円

母子世帯の就労率 80.6%

ひとり親貧困率 50.8%

- 1 経済支援から就労支援への流れ
 - ①2002 年児童扶養手当改革

全額支給を年収 192 万円から年収 130 万円に減額 所得による給付額の 2 段階性を他段階による減額性(テーパリング制)に変える 約半数の受給者が少額ではあるが減額された。

②2003 年母子家庭自立支援大綱策定と母子寡婦福祉法「改正」による就労支援始まる これまでの経済的支援(児童扶養手当)から、就労支援、子育て支援、養育費支援、 経済支援の4本柱とすることになった。

これにより、政令指定都市を中心に母子就業自立支援センターを自治体が設置することができることとなった。

③その後各地に母子就業自立支援センターが設置された。

都道府県 47 カ所、指定都市 19カ所、中核41カ所、合計107か所に設置。 実施率は100%。ほとんどの都道府県等は母子福祉団体等へ委託(母子福祉会) 事業内容 就業支援(就業相談)、就業支援講習会(パソコン、ヘルパー)、求人情報(ハロワ)、巡回相談、在宅就業支援

委託先等	都道府県	指定都市・中核市
直接実施	3 カ所	12カ所
県と共同実施		22カ所
母子寡婦福祉団体	41カ所	20カ所
そのほかの団体	3カ所	5 カ所

母子福祉団体への委託が多いのは母子寡婦特別措置法で優先委託が決まっている ため

- 2、母子家庭等就業・自立支援センターの現状
 - ①一部に非常によい実績を上げているセンターがある。 京都府、東京都など 自治体の枠組みづくりによって実績が決まっているのではないか。
 - ②機能不全しているセンターが多い 閑古鳥 職業紹介はマザーズ頼み 母子会事務を担当 等々 周知度が低い
 - ③地域間格差がおおきい
 - ④検証があいまいのまま 10 年経過後も継続している。

3、まとめ

今回の生活困窮者自立支援法によって生活困窮者の支援をする拠点ができるだろう その経緯については母子就業・自立支援センター事業は小規模だが似ている。 相談支援や就労準備支援などがどう機能するかはやる気や実施団体のスキルによる。 母子就業・自立支援センターはほとんど母子福祉会に委託され、支援内容に問題を抱え ているところも多い。

今回の生活困窮者自立支援法については企業の参入などもありうるのか。

もしこの法律がつくられるとするならば、必要なことは、検証の尺度を持つこと、3年後 の検証と見直しを法律に明記すること。

付記

生活保護受給がゴールとはいえない。受給してもなおかつ孤立し困難を抱える方がいる。 つながり、相談場所が必要ではないか。